

湘南大庭地区防犯協会規約の一部改正

規約を、次の表のとおり改める。

付則 この改正は、平成29年5月14日から施行する。

現 行	改 正 案
<p>(組 織)</p> <p>第4条 協会は、この地区内の居住者をもって組織し、各自治会・町内会から選出された防犯部長、防犯指導員、関係者並びに会長が特に必要と認めた者を委員とする。</p>	<p>(組 織)</p> <p>第4条 協会は、この地区内の居住者をもって組織し、各自治会・町内会から選出された防犯部長、<u>藤沢北防犯指導員</u>、<u>藤沢北女性防犯推進員</u>、関係者並びに会長が特に必要と認めた者を委員とする。</p>